

金融分野における裁判外紛争解決制度（金融ADR）のあり方について（抜粋）
平成 20 年 12 月 17 日 金融審議会 金融分科会第一部会・第二部会 合同会合

3. 金融分野における裁判外の紛争解決のあり方

（1）金融ADRの制度化に関する基本的考え方

（前略）…金融商品・サービスに対する利用者の信頼性を向上させ、信頼・活力のある金融・資本市場の構築のためには、金融商品・サービス全体の法規制のあり方を踏まえつつも、将来的には、専門性・迅速性・実効性等も確保された金融商品・サービス全般を取り扱う権威のある横断的・包括的な金融ADRが構築されることが望ましい。

横断的・包括的な金融ADRの構築には解決すべき課題もあることから、横断的・包括的な金融ADRの構築を目指すためより努力を重ねるとともに、これまでの業界ごとの苦情・紛争解決への自主的な取組みを踏まえ、現時点では、複数のトラブル解決手段の存在を許容しつつ、段階的に金融ADR全体の改善を図ることが、過渡的な姿として考えられる。

4. まとめ

（2）金融トラブル連絡調整協議会

（前略）…各業態における金融ADRに関する取組みを促すとともに各金融ADR機関相互の協力・連携等の取組みや制度の周知を進め、金融ADR全体の改善・発展につなげていくため、その役割を再確認したうえで、今後も、金融トラブル連絡調整協議会は金融ADR改善の推進役として重要な役割を果たしていく必要がある。

（3）横断的・包括的な金融ADRの構築に向けた今後の取組み

本合同会合としては、将来的な金融ADRのあり方として、金融商品・サービス全体を対象とする横断的・包括的な金融ADRの構築が望ましいとの認識が共有されたものの、実現可能性等を考慮し、金融ADRの当面のあり方として上記の提言を示したものである。

横断的・包括的な金融ADRの構築に向け、今後、各業態における金融ADRの個別の取組みと金融トラブル連絡調整協議会を核とする金融分野全体での取組みが、関係者により着実に進められることを期待しつつ、今後の展開を見守っていきたい。